

9-1-3 辞退届に関する資料（処理基準、継続件数、内訳について）

辞退届に関する資料（処理基準、継続件数、内訳について）

・辞退届けが出された時の処理基準については、生活保護手帳 P429、問（第 10 の 12-3）に記載がある。内容は、被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えないと記載されている。（また、厚労省資料で辞退届提出から廃止に至るまでのフローチャートというものがある。）【生活保護手帳 2023 年度版 P429 中央法規】

・H30～R4 で、辞退届けを提出後保護継続していたケースは 0 件である。

・なぜ辞退届けの中に、就労収入や預貯金、年金収入が入っているのかということについて、辞退廃止の中でより細かく分類しているためそのような表記となっている。要否判定では保護廃止にならないが、受給者が望んで生活保護を辞退したいと申し出た場合に辞退廃止となる。その際、本人が辞退を申し出た理由を細かく分類しており、就労・年金等の収入取得や増加なのか、預貯金の増加なのかということを区別しているため、そのような記載となっている。就労先が決まった、就労収入が増加したなどの場合には就労収入となり、新たに年金を取得した、年金が増加したなどの場合には年金収入、預貯金が貯まりそれを活用していくといった場合には、預貯金活用といったように分けて記載してある。